

樞密顧問官男爵久保田 謂 (病熱用席前)
洪瑞興ノス

正月
年號

樞密顧問官男爵富井 政章
樞密顧問官男爵平山 成信
樞密顧問官男爵古市 公威
樞密顧問官 松室 致

樞密院議長男爵倉富勇三郎殿

昭和二年四月十四日立案

書記官長



主筆

書記官



農林省官制中改正、件外一件

審査報告

謹テ今回御諮詢、農林省官制中改正、件

及商工省官制中改正、件、審査スルニ

其ノ要旨左ノ如シ

第一 農林省官制中改正ノ件

(一) 従前蠶絲業ノ獎勵監督ニ關スル事務

ハ農務局ニ於テ之ヲ兼掌シタルモ我國重要

産業ノ一タル蠶絲業ノ堅實ナル發達ヲ期スル

為其ノ助長行政ニ一層努力スルノ必要アリ而

カモ農務局ハ其ノ所管事務廣汎繁多ニシ

テ該事務ヲ同局ノ兼掌ニ属セシムニハ其ノ所

期ノ成績ヲ全クスルノ所以ニ非サルニ由リ茲ニ

新ニ蠶絲局ナル一局ヲ設ケ(第二)蠶絲ニ關

スル事務ヲ農務局ノ所管ヨリ蠶絲局ノ所
管ニ移シ（第三條及第六條）ニ（イ）蠶絲局、新設
ニ伴ヒテ局長一人、外事務官二人、技師一
人、屬及技手各二人ヲ増員シ（ロ）農林統
計ニ開スル事務改善ノ為統計官及統計
官補各一人ヲ増員シ（ハ）各税關ニ於テ施
行スル輸出入又ハ移出入植物、検査ニ關スル
事務ヲ本省ニ於テ統轄スル、必要アルニ由リ
該検査事務ニ從事スル税關職員ニテ技師、
属及技手各一人ヲ本省ニ組替ト（二）米穀
（増員シ
ヨリ組替ヘテ）

法施行ノ為各地ニ設置シタル官有倉庫，

修繕ヲ要スルモノアルニ由リ之カ為技手二人ヲ

増員シ技師、屬及技手ニ在リテハ通計技師

二人、屬三人、技手五人ヲ増加大（第九條、第十

三條乃至第十五條
條及第十七條）

第二 商工省官制中改正一件

（）從前軍需調查ノ統轄ニ開スル事務ハ

本省工務局ニ於テ之ヲ兼掌シタルモ該事

務ハ其ノ關係スル所多端ニシテ之ヲ一局ノ

兼掌ニ属セシムルハ其ノ機能ヲ全クスルコトヲ期

スルニ遺憾ナシトセサルニ由リ今般別案ホノ資

源局官制ヲ以テ内閣總理大臣、管理、下ニ

資源局ナル一局ヲ新設シ人の及物的資源

、統制運用計畫竝該計畫、設定遂行ニ

大要ナル調査施設ニ開スル統轄事務ヲ掌

理セシムル旨ヲ定ムルニ伴ヒ商工大臣、所管

事項及工務局、所掌事務、中ヨリ軍需調

查統轄ニ開スル事務ヲ削除シ（第一條及）該

事務、為關係各廳高等官、中ヨリ商工事

務官ヲ命スルエトヲ得ヒ上、條項ヲ削除シ

(第九) 従前保険ニ關スル事務ハ商務局

、一課ニ於テ之ヲ管掌シタルモ近時保険事

業ノ發達頗ル顯著ナルモノアリ而カモ之ニ對ス

ル監督ハ益々周密ヲ要スルモノアリ為ニ該事

務ハ之一局一課、掌理ニ屬セシムニ商セサ

ルニ至リシニ由リ茲ニ新ニ保険部ナル一部ヲ

設ケ專ラ保険ニ關スル事務ヲ掌ラシム其ノ部

長ハ保険事務官ヲ以テ之ニ充ツルコトトシ(第

二條) 保険部、新設ニ伴ヒ其ノ部長ニ充ツヘキ

保険事務官一人ヲ増員スル外商務局ニ於

テ 保険ニ關スル事務ニ從事シタル商工事務官

二人及屬五人ヲ各保険事務官及保険事

務官補ニ組替ヘ保険事務官ノ内一人ヲ勅

任ト為スコトヲ得ルモノト為シテ保険部長タル

者ヲ勅仕官タラシムルノ途ヲ開キ（第九條第十一
條、草率申條無）

六條（三）水量メートルノ検定及ボルトランドセメン

ト試験器ノ比較検査ニ關スル事務ノ為技師

一人及技手三人ヲ増員シ（第十三條及
第十七條）計理

士法ノ施行ニ關スル事務ノ為属一人ヲ増員

按スルニ本案ノ二件ハ行政事務ヲ刷新改善

スルト趣旨ヲ以テ部局ヲ新設シ竹管ヲ變更

シ各般事務ノ大要ニ應スル為職員ヲ増置

又ハ移替セントスルモノニシテ孰レモ特ニ非議スヘ

キ廉ナキニ由リ總テ原案ホノ通り之ヲ可決セラレ

然ルヘシト恩料ス

右謹テ審査ノ結果ヲ報告ス

昭和二年五月十三日

書記官長

議長宛

13

13

昭和二年六月八日立案

書記官長

主筆

書記官



外務省官制中改正ノ件外一件

審査報告

謹々今田御諮詢外務省官制中改正ノ件
~~並~~外交官

及領事官官制中改正ノ件ラ審査スルニ其ノ要旨ハ以